

令和6年 第1回甲良町教育委員会本会議議事録

令和6年2月21日（水）、甲良町公民館において、令和6年 第1回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美靜委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

大野教育次長、橋本学校教育課長、中川社会教育課参事
吉岡子育て支援センター長、高橋教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|-------|--|
| 日程第1 | | 令和5年第4回会議録承認の件（新家委員） |
| 日程第2 | | 会議録署名委員の指名（尾崎委員） |
| 日程第3 | | 教育長報告 |
| 日程第4 | 承認第1号 | 甲良町養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めるについて |
| 日程第5 | 承認第2号 | 教育長交際費の支出基準に関する要綱の制定につき、承認を求めるについて |
| 日程第6 | 承認第3号 | 甲良町子ども読書活動推進委員会設置要綱の制定につき、承認を求めるについて |
| 日程第7 | 承認第4号 | 甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めるについて |
| 日程第8 | 承認第5号 | 甲良町立学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する要綱につき、承認を求めるについて |
| 日程第9 | 承認第6号 | 甲良町郷土の先人顕彰事業補助金交付要綱の制定につき、承認を求めるについて |

○青山教育長 それでは、これより令和6年第1回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第1 令和5年の第4回の会議録署承認の件、新家委員さんにお願いします。

○新家委員 正しく記載されておりました。

○青山教育長 ありがとうございます。

それでは、日程第2 会議録署名委員の指名として、尾崎委員さんにお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○尾崎委員 承知しました。

○青山教育長 それでは、日程第3 教育長報告をさせていただきます。

ちょっと長くなりますが、すみません、お聞きください。

前回報告させていただきました11月以降、中旬以降からの話をさせていただきます。

まず初めに、今年度、学級・学年閉鎖の報告をずっとさせていただいているんですが、最初に11月中旬以降の閉鎖について話をさせていただきます。

まず、東こども園が、11月中旬に5歳児クラスでインフルエンザ感染症が流行しまして、5日間の学級閉鎖としました。12月に入って、甲良東小学校の1年生と3年生が同じくインフルエンザで学級閉鎖としました。また、12月中旬には、東こども園の5歳児も、11月に続いて学級閉鎖となりました。同時に、1歳児・2歳児も同じ時期に閉鎖としました。新年が明けて1月15日に、西こども園の5歳児でインフルエンザで4日間の閉鎖としました。ここずっとなかったんですが、先週、新型コロナとインフルエンザ、それぞれで、中学校の1・2年生、2月14日から16日まで3日間を学年閉鎖としました。あわせて、甲良西小の4年生も同じ時期に感染が広がりまして閉鎖としました。今週も、甲良東小の4年生と5年生、そして甲良西の5年生が閉鎖とさせていただいている。

次に、感染症ではないんですが、学校を休校したのが1日ありましたので、ちょっと報告させていただきます。1月25日本曜日なんですけども、前日大変な大雪で、なかなか除雪ができないというようなことを判断しまして、小・中学校を休校としました。この決定については、近隣の愛知郡、犬上郡の4町の教育長で協議をして、もう前日の夕方に翌日の休校を決定しましたので、早いうちに連絡をさせていただいたということがありました。

続いて、施策のほうですが、甲良町教育改革検討委員会での協議について報告をさせていただきたいと思います。

委員会も、今年度始まって6回目となったのが11月30日に開催しました。今回この11月30日は、町内の5校・園の園長・校長に出席してもら

って、次年度の各校・園の事業をどうするかということで話をするために来ていただいたんですが、今回、事業の変更等は多くはなかったんですけども、新しく課題として出てきたのが、中学校においては、部活動の指導者地域移行というのがいわれていますので、それについて、今後ちょっと検討委員会でも話を進めようやないかという話と、あともう一つは、やはり東西のこども園の運営がかなり窮屈になっています。前から保育士さんの不足ということで話をさせてもらうてたんですけども、それについても園舎の老朽化もありますので、統合ということも頭に置いて協議していったほうがいいんじゃないかというような方向になっています。

最初に言いました、中学校の部活動の運営については、この2月8日に、もう1回検討委員会を開いていただき、小学校4年生以上、中学校2年生までの子どもたちと、小学4年生以上の保護者を対象としたアンケートをしてみようということになりました、今ちょうど実施をしています。職員のほうも併せてアンケートをしたほうがいいということで、中学校の職員全員に対してのアンケート実施を今しています。今月末には、ある程度アンケートが終わると思いますので、また集計して、部活移行の指針という形で検討していきたいなというふうに思っています。

また、その2月8日の第7回の検討委員会の中では、今日もちょっとお話をさせていただくんですけども、第3期甲良町子ども・子育て支援事業計画の策定に当たってのアンケートをさせていただきますので、その素案も検討しましたので、そのことについては、後でまた教育委員の皆さんにも報告をさせていただきたいと思います。

続いて、各校・園の行事のことで報告させていただきます。

まず、中学校ですが、11月の末に近在高校連絡会、本町から高校へ行っている子どもたちの様子を聞くということで、県内の高校の管理職の先生や人権指導の先生に甲良中学校に来ていただき、甲良中の様子、授業の様子を見ていただきました。その後、グループ協議ということで、分散会を持たせていただきました。

また、中学校では冬休みに入った12月25日、26日の2日間で、1クラスずつ2年生の子どもたちを対象にした、イングリッシュキャンプを実施しました。県内に勤務されているALT（英語指導助手）の先生に10名ほど来ていただき、1日英語での生活ということを体験してくれました。

中学校3年生の進学についての今現在の報告ですけども、2月初旬に、県内の私立の高校の入試が実施されました。3年生34名が受験しました。続いて、県立高校の特色選抜、推薦選抜というのが2月6日、7日に行われまして、特色選抜には5名、推薦選抜には27名が挑みました。結果は、県内

私立の高校では、専願、併願とあるんですけども、併願がかなり多いんですが、34名中32名が合格をしました。特色選抜では、5名中3名が合格しました。推薦選抜のほうは27名全員が合格となりました。これで、今のところ県立高校の推薦、特色、そして私立の専願ということで受けて合格した子が31名います。31名の進路が一応確定したということになります。あと24名が残っていますが、24名は3月6日に行われる県立高校の一般選抜入試を受けるというふうになります。

続いて、小学校の行事報告に移ります。各小学校の6年生の修学旅行が、西小学校が11月16日、17日、東小学校が11月30日、12月1日と1泊2日で行われました。無事に終えたというふうに聞いています。それからテレビで報道されていますけども、各小学校に大谷選手からのグローブが町教委のほうに、12月の冬休み入ってすぐぐらいに送られてきました。子どもたちは学校にいないので、3学期の始業式の日に、校長先生のほうから紹介をしていただいて、その場で子どもに渡したところとか、もう既にグローブを使って遊んでいるという子も今現在いますけども、3月の広報に掲載をされますので、またご覧いただきたいと思います。

それから次に、今度は社会教育のほうの事業について報告させていただきます。

まず、スポーツ関係で、11月26日の日曜日ですけども、犬上郡のスポーツ協会主催の犬上ふるさとウォークという、歩くんんですけども、これが甲良町を東学区のコースを利用して行されました。大体郡内外、郡内の人も多いですが、郡外の人もあったと思いますが、80名の参加があったと思います。また、来年度も甲良町で主催しますので、今度は西学区のコースを設定しようかなというふうに事務局が考えていただいています。

続いて、二十歳を祝う集いですが、1月7日の日曜日に、この公民館の2階を使いまして行いました。対象になる子が88名いたんですが、そのうち出席してくれたのが72名いました。今回は昨年と違って、もうコロナもちょっと心配ないということで、恩師の方とともに来ていただいて、和やかな中で終了することができました。

最後に、次年度の動きで、これまでとは変えるところがありますので、ちょっと報告をさせていただきます。

実は学校PTAのことです。今まででは、学校PTAは何も承諾書をもらわずに小・中学校に子どもさんが在籍していたら、その保護者はPTAに参加していただくというような方向でやっていたんですが、もともとPTAというものは任意団体でありますので、やはり全国的にもPTAの在り方というのは今論議されて、かなりもう10年以上たつんですけども、本町において

は、それほど大きな波となっていなかったんですが、ちょっと一部の保護者から、「PTAは自由じゃないのか」と、「参加しなくてもいいんじゃないのか」というような声をちらほら聞くようになりましたので、次年度令和6年度のPTA総会の中で、PTAは任意団体であるので、強制されるものではなくて、自由意思で加入するものであるという説明を、各学校にしてもらおうと思っています。もし加入される方は、同意書をもらって組織していくということになっていくと思います。

ちょっと学校PTAの運営が変わるところが出てくるし、また今まで各支部、字で学校PTAの延長みたいな形でされていた団体、今は子ども会という名前になったかもしれませんけども、そこらの事業がちょっとしにくくなるかなというので、昨日もスマイルネット（青少年育成町民会議）の会議がありまして、そこにも委員さんに来ていただいた中で、私のほうから、来年度令和6年度の総会で、そういう話をすると、その後、ちょっと脱退すると、加入しないという方が出てくる可能性がありますよということをお話しさせていただきました。ちょっと付け加えての報告をさせていただきました。

私の報告は以上です。何か私の報告の中で、ご質問とか、何かここはどうなのがありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○青山教育長 それでは続いて、日程第4に移りたいと思います。

日程第4については、事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長 それでは、承認第1号、見出し1をお願いいたします。

甲良町養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求める。

その内容については、支援センター長から説明をいたします。

○吉岡子育て支援センター長 いつもありがとうございます。甲良町子育て支援センターの吉岡です。簡単に説明させていただきます。

主に、この要綱の改正につきましては、国の個人情報保護法の改正によるものです。具体的に説明させていただきますと、今まで国の行政機関、独立行政法人、それから民間団体、それから地方公共団体、どこに属しているかによって使っている根拠、個人情報保護条例の根拠法令が違いました。です

が、今回、個人情報の改正により、3本の法律を一本化に統合されたことと同時に、私たち甲良町が属している地方公共団体の個人情報の保護制度も、統合後、全国的な共通ルールを用いまして、一定の個人情報の保護の条例等に変わることとなりました。

ですので、今回、新旧対照表のところにもなるんですけども、個人情報保護に関する法律というのを抜きまして、甲良町個人情報保護条例のみで、今までの条例と同じように、個人情報を守るということになりましたので、上のほうを削除させていただき、甲良町の個人情報保護条例のみにさせていただきたいというような条項になります。

説明は以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何か委員の皆さんからのご意見、ご質問がありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第1号について、承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第1号は承認されました。

続いて、日程第5に移ります。事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長 見出しの2をお願いします。

承認第2号、教育長交際費の支出基準に関する要綱の制定につき承認を求めるについてについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日。

甲良町教育委員会教育長。

教育長交際費の支出基準に関する要綱の制定につき承認を求めるについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものです。

教育長の交際費の支出基準については、町長交際費支出基準に準じて執行していましたが、今回教育委員会でも、教育長の支出基準を定めるものです。次のページの要綱をお願いいたします。

第1条、目的です。この要綱では、支出に係る基準に関する必要な事項を定めます。

第2条は債務。支出に当たっては、必要最小限の金額となるように努めます。

第3条では支出先。

第4条は支出項目で、1号が会費、2号、弔慰金、3号、謝礼金、4号、涉外費、5号、その他を定めています。

第5条は支出基準を定めています。その中の別表第1、次のページをお願いいたします。裏面です。別表第1の支出区分は、第4条の区分です。この基準は、町長交際費と同額となっております。その中の別表第2、弔慰費関係です。第2号の弔慰費の対象者とその法令について定めています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○青山教育長 説明が終わりましたので、今の承認第2号について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第2号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第2号は承認されました。

次に、日程第6に移ります。事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長 見出しの3、承認第3号です。

甲良町子ども読書活動推進委員会設置要綱の制定につき承認を求めるについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町子ども読書活動推進委員会設置要綱の制定につき承認を求めるについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めます。

社会教育課参事から説明をいたします。

○中川社会教育課参事 そうしましたら、1枚めくっていただきまして、甲良町子ども読書活動推進委員会の設置要綱ということで、現状、子どもの読書活動の推進計画というのが、第2次甲良町子ども読書活動推進計画が、本年度令和5年の4月にできております。その計画は、本年度から5か年の計画というふうになっておりまして、この策定に当たりましては、策定委員会を設置させていただいて策定はしておりますけれども、これから5年にわたりまして、その計画の進捗状況を確認、計画をつくりっ放しではなくて、毎年度その状況を確認していく必要があろうということで、今回この活動推進委員会を設置させていただいて、毎年その状況を確認するものでございます。

主なポイントとしては、第3条の組織としまして、子どもの発達や読書に

係るものの中から10名以内ということで、具体的には、こども園の園長先生、小・中学校の図書主任、学校司書、子育て支援センターの所長、保健福祉課の保健師、図書館協議会の委員、あと読み聞かせボランティアの方の中から10名内で組織させていただいて、この計画がうまいことといっているかというところをチェックしていこうというところで、今回設置をさせてもらうものでございます。

以上です。

○青山教育長 承認第3号につきまして説明がありました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第3号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第3号は承認されました。

続きまして、日程第7に移ります。事務局からお願いします。

○大野教育次長 見出しの4をお願いいたします。

承認第4号、甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めるについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めるについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めます。

社会教育課参事から説明をいたします。

○中川社会教育課参事 そうしましたら、1枚おめくりいただきまして、甲良町の人権問題啓発指導員設置に関する規則の一部を改正する規則ということで、具体的には、第9条のただし書を削るというところで、もう1枚めくつていただきますと、新旧の対照表がございまして、第9条のただし書以降、「ただし、甲良町職員についてはこの限りではない」という文言を削らせてもらうものでございます。

この内容に関しましては、20名以内で甲良町の人権問題啓発指導員の皆さんを委嘱させていただいて、活動していただいているんですけども、その中で甲良町の職員について、報酬の規定から「限りではない」ということで外させていただいていたんですけども、実際になっていただいているのが

学校の管理職の方であるとか、役場でも人権以外の業務の方もなっていただいているところですので、その他の職員以外の啓発指導員と同じように、出ていただいた回数に応じて報酬を支払っていこうというものです。

その中で、一応地方公務員法の任命権者の許可を受けて、兼業の申請を出していただいて、この啓発指導員の業務については許可をいただいて、出てもらった方に関しては、同じように報酬を受けてもらうような改正をしていきたいと思い、今回上程させていただいております。

以上です。

○青山教育長 ただいま説明がありましたので、承認第4号につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願ひします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第4号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第4号は承認されました。

続きまして、日程第8について、事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長 見出しの5をお願いします。承認第5号です。

甲良町立学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する要綱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めます。

要綱文の次の新旧対照表をお願いいたします。

給食費の徴収金額の改定となります。今年度4月からは、月額、小学生3,800円から4,200円、中学生4,300円から4,700円と400円増額したところです。この金額を基準単価として実施をしていましたが、ウクライナ情勢や円安傾向など、予期せぬ給食材料費の購入価格の高騰に伴って、基準単価をさらに月200円、年間2,200円になりますが、改定をいたします。小学生4,200円を4,400円、中学生4,700円を4,900円といたします。

彦根市給食センターでの検討委員会、こちらには甲良町も参加をしておりますが、年度途中での値上げは好ましくないとの意見もございましたが、收

入の減による給食の質の低下が一番心配をされました。安心・安全な給食の提供が損なわれることがあってはいけないことから、その委員会でも改定のほうは承認をされたところです。甲良町もそれに伴って月額200円の増額のほうを行ってまいります。

以上です。

○青山教育長　日程第8　承認第5号につきまして、今事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長　それでは、認定第8の承認第5号につきまして、承認をいただける方は举手をお願いします。

(賛成者举手)

○青山教育長　ありがとうございます。

全員の举手をいただきましたので、承認第5号は承認されました。

続いて、日程第9に移ります。事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長　最後の見だし6です。

承認第6号、甲良町郷土の先人顕彰事業補助金交付要綱の制定につき承認を求ることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町郷土の先人顕彰事業補助金交付要綱の制定につき承認を求ることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めます。

社会教育課参事から説明をいたします。

○中川社会教育課参事　そうしましたら、1枚おめくりいただいて、甲良町郷土の先人顕彰事業補助金の交付要綱の制定ということで、この内容につきましては、現在、産業課のほうが管轄しております甲良町の観光協会のほうを通して、補助金を交付している町内の各顕彰会がございます。この2条のほうに具体的には書かせていただいている顕彰会、三大偉人の顕彰会と、尼子氏の顕彰会さんに、観光協会を通して補助金を交付させていただいておるものなんですけれども、町の総合計画の中で、歴史・文化の保全と普及に關しましては、教育委員会のほうが管轄になっているんじゃないかというようなところの意見をいただきまして、今回ちょっと整理をさせていただくものでございます。

観光事業と歴史、文化のすみ分けをさせていただいて、顕彰会につきまし

ては、教育委員会のほうを通して直接に顕彰会への補助金を今回、要綱を制定して補助金を交付していくところを考えております。

内容に関しては、今現在の観光協会さんを通して行っている補助金に、可能な限り同じような内容で、引き続き行なっていきたいと考えております。対象となる補助金につきましては、要綱の後ろについております別表のほうに上げさせていただいている補助経費になっております。

注意点としては、公金を補助金として交付する関係で、宗教的な活動への謝礼については対象外にさせていただいているところです。具体的には、令和6年度から補助のほうを予定しておりますので、またその辺、顕彰会さんのほうについては、観光協会さんも含めてお話をさせていただいて進めていきたいと考えております。

以上です。

○青山教育長 承認第6号につきまして説明が終わりました。何か、委員の皆さんからご質問、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第6号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第6号は承認されました。

それでは、これで教育本会議の議事日程は全て終了しました。委員の皆様のご意見等何か、今までの部分でありますらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 そうしたら、事務局から何かありますか。それでは、以上をもちまして教育委員会本会議は終了させていただきます。ありがとうございます。

